

愛媛県環境マイスター 派遣事業利用案内

●「愛媛県環境マイスター」とは

環境問題について講演や学習会を行うことができる知識と経験を持った方を、県が「愛媛県環境マイスター」として登録しています。

環境マイスターはそれぞれの得意分野から、以下の3部門で活躍しています。

- 【 **事業系**環境保全部門 】 地球環境、大気・水質等の環境汚染 など
- 【 **生活**環境保全部門 】 環境美化、ごみ減量化、省資源・省エネルギー など
- 【 **自然**環境保全部門 】 自然保護、自然観察、緑化、環境保全型農業 など

●環境学習会等を、環境マイスターがお手伝い!

○環境マイスター派遣制度とは?

環境保全に関する学習会や講演会などへ、県が環境マイスターを講師として派遣し、自発的な環境活動を支援する制度です。オンライン対応のプログラムもあります。

○さまざまな環境イベントで活用できます!

学校、地域環境グループ、自治・町内会、事業者団体などが開催するもので、以下の①から③の条件を満たす環境保全に関する学習会や講演会が派遣対象です。

- ① 県内において、県民を対象に開催されるもの
- ② 参加者が概ね20人以上のもの
- ③ 政治、宗教又は営利を目的としないもの

※ 国・地方公共団体から助成されている事業は対象外です。

※ この制度の利用は、原則として、1団体につき1年度あたり1回です。

○経費の一部をサポートします

派遣されたマイスターへの謝金を、一定額を限度に県が負担します。(学習会等実施後、県からマイスターへ直接支払われます。)

ただし、マイスターの交通費や資料作成代、会場借上料など開催に必要な経費は、主催者側で負担してください。

○手続きは簡単！

①派遣申請を提出する

環境マイスターの派遣を希望する主催者は、「環境マイスター派遣申請書」を、開催日の30日前までにえひめエコ・ハウスに提出してください。

「こんな学習会をしたいけど、誰に頼めばいい？」など、派遣についてのご相談も随時受け付けています！

②派遣決定が届く

えひめエコ・ハウスで申請内容の審査をした後、県から「派遣決定通知書」をお送りします。環境マイスターと詳細を打合せし、学習会等を実施してください。

③報告書を提出する

学習会等を実施した後は、実施日から10日以内に、「環境マイスター派遣事業実施報告書」をえひめエコ・ハウスへ提出してください。

○申請書類はインターネットでダウンロード可能！

様式は、県のホームページからダウンロードできます。（愛媛県環境マイスターで検索！）
郵送又はFAXで用紙をご希望の方は、えひめエコ・ハウスまでお問い合わせください。

●えひめエコ・ハウス（愛媛県体験型環境学習センター）の

連絡先は↓

〒791-1135 松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内

TEL/FAX (089) 963-4811

E-mail top@i-ecohouse.jp

ホームページ <http://www.i-ecohouse.jp/>

